

## 千葉県新規就農アドバンス研修実施規程

### (目的)

第1条 この規程は、既に就農意欲を持ち、他の機関で学び始めている者に対し、短期間で「即戦力の農業者」を育成すべく、栽培技術、経営技術の習得のための研修（以下「研修」という。）を実施することにより、地域をけん引する農業者を確保・育成することを目的とする。

### (研修生)

第2条 研修の対象となる者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 研修の開始をした日における年齢が45歳未満の者であること
- (2) これまでに研修等の経験を積んでいること（農業大学校、民間の農業学校で学んだ者等）
- (3) 研修期間中、通所可能な者
- (4) 千葉県農政センターほ場において、栽培から販路までの研修を自ら計画し、自ら実施できること
- (5) 研修修了後、千葉市内で農業経営を開始する者であること
- (6) 就農後、地域をけん引する農業経営者を目指せること
- (7) 市町村税の未納がない者
- (8) その他、市長が適当と認める者

### (研修内容)

第3条 研修は受託事業者（以下「受託者」という。）に委託するものとし、研修内容は座学及び実習とする。

- 2 座学は、農業経営・農業技術などに関する講義とし、市長及び受託者が認める者を講師として、千葉県農政センターその他市長が適当と認める場所で行う。
- 3 実習は、研修生が農政センター内の施設で自ら作物を栽培し、販売まで行う。栽培する作物は、イチゴ、トマトの2品目とする。受託者は、メン

ターとして、研修生の指導役を行う担当者を選定する。

(研修期間)

第4条 研修期間は12か月とする。

(研修生の募集)

第5条 研修生の募集は、ホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により行う。

(研修申込手続)

第6条 研修希望者は、新規就農アドバンス研修申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に申し込むものとする。

- (1) 履歴書(様式第2号)
- (2) 質問票(様式第3号)
- (2) 作文(様式第4号)
- (4) 意向調書(様式第5号)

(研修生の決定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された書類による第一次選考及び面接による第二次選考を経て研修生を決定し、選考結果通知書により通知するものとする。

- (1) 第一次選考により選考された者は、健康診断書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
- (2) 第二次選考により選考された者は、納税証明書(市町村税)を市長に提出しなければならない。
- (3) 研修生として決定された者は、誓約書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(研修報告)

第8条 研修生は、毎日研修終了後にその日の研修について、研修報告書(様式第8号)を市長に提出することにより研修報告をしなければならない。

(研修費用の負担)

第9条 研修の費用は、研修生が負担する。ただし、栽培の資材等に係る費

用については、この限りでない。

(損害賠償等)

第10条 研修生は、研修期間中の故意又は過失が原因で、損害が生じたときは、これを賠償しなければならない。

(農業機械の使用)

第11条 市長は、原則として研修修了後1年目まで、市所有の農業機械を貸し出すことができる。

2 農業機械の使用方法について必要な事項は、市長が別に定める。

(研修の中止又は停止)

第12条 市長は、研修生が研修生としてふさわしくない行為をしたとき、又はやむを得ない事由が生じたときは、研修の実施を中止し、又は停止することができる。

(補則)

第13条 この規程で定めるもののほか、千葉市新規就農アドバンス研修の実施及び就農に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年9月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月8日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

千葉市長 様

住 所

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

新規就農アドバンス研修申込書

上記の研修を受講したいので、関係書類を添えて申込みます。

添付書類

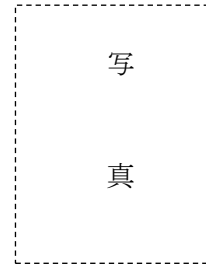
履 歴 書 (様式第2号)

質 問 票 (様式第3号)

作 文 (様式第4号)

意 向 調 書 (様式第5号)

(様式第 2 号)



履 歴 書

年      月      日現在

ふりがな	
氏 名	
生年月日                  年          月                  日生 (満          歳)	(※)
ふりがな	固定電話
現住所 〒                  -	携帯電話
	E-mail
ふりがな	固定電話
連絡先 〒                  -                  (現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入)	携帯電話
	E-mail

年	月	学 歴 ・ 職 歴 (各別にまとめて書く)

記入上の注意 1. 鉛筆以外の黒又は青の筆記用具で記入。 2. 数字はアラビア数字で、文字はくずさず正確に書く。  
3. (※) 印のところは本人が手書きしない場合は、押印してください。

年	月	免許・資格

緊急連絡先

氏名	関係	同居・別居 の別	電話番号
		同居・別居	固定電話
			携帯電話

# 質 問 票

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

以下の質問について、該当するものに○。また、( )にご記入ください。

- 1 研修について、どのような方法で知り得ましたか。  
(1) チラシ・市ホームページ  
(2) ポスター  
(3) その他 ( )
  
- 2 研修希望品目をお選びください。  
(1) イチゴ  
(2) トマト
  
- 3 農業体験や経験はどの程度でしょうか。  
  
( )
  
- 4 研修中の生活や就農に必要な資金はどのように計画していますか。  
  
( )
  
- 5 新規就農をすることに、家族は納得していますか。  
は い  
いいえ 理由
  
- 6 新規就農するに当たり、家族からの協力は得られますか。  
(1) 生活費 は い ・ いいえ  
(2) 農業用資金 は い ・ いいえ  
(3) 労力 は い ・ いいえ
  
- 7 農作業はかなり重労働ですが、体力に自信がありますか。  
は い  
いいえ 理由
  
- 8 現在、病医院に通院していますか。  
は い (週 回 ・ 月 回 )  
いいえ
  
- 9 今までに大病をしたことがありますか。  
は い ( )  
いいえ

以上、ありがとうございました。

(様式第4号)

## 作文用紙

※記述に当たり、ページや段数は増えても構いません。

①研修への申し込み動機をお書きください。(400字以上 1000字以内)

②これまでの農業経験、農業学校履修及び研修経験について、お書きください。(400字以内)

③研修後に考えている就農のイメージについてお書きください。(400字以上 1000字以内)



(様式第5号)

## 意向調書

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( \_\_\_\_\_ 歳)

### 1 経営の目標

経営部門	トマト イチゴ		希望地域	区		
作物の種類 及び 作付面積						
売上目標	就農3年目	円	就農5年目	円		
所得目標 (売上-経費)	就農3年目	円	就農5年目	円		
家族構成 ※家族は全 員記入し てください。	氏 名	年齢	続柄	職業	農業経験	年間農業 従事日数
	本 人	—	—	—	あり・なし	
					あり・なし	
					あり・なし	
					あり・なし	
					あり・なし	
					あり・なし	

2 想定している販売方法

3 導入を考えている栽培施設や農業機械等

4 自己資金額（栽培施設建設費や農業機械購入等、生活費とは別に用意できる）

万円

5 その他

(様式第6号)

# 健康診断書

ふりがな			
氏名		年 月 日生 ( 歳)	
住所	電話		
身長	cm	胸 囲	cm
体重	kg	X線検査 所見    年 月 日撮影	
視力	右 ( ) 左 ( )		
色覚			
聴力	右 左		
尿検査			
特記事項			

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

住所 (所在地)

医療機関名

医師名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

# 誓 約 書

年 月 日

千葉市長 様

(研修生) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (※)

生年月日 \_\_\_\_\_

\* (保証人) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

私は、貴市において実施される「新規就農アドバンス研修」に当たり、研修に専念するとともに、下記事項を遵守することを誓います。

## 記

- 1 研修期間中は、研修上の注意事項を遵守するとともに管理監督者の指示に従います。
- 2 研修の全課程を修了後、市内で農業経営を開始します。
- 3 研修期間中に知り得た個人情報等については、一切漏洩いたしません。
- 4 研修期間中に故意又は過失が原因で損害を及ぼしたときは、直ちに弁償します。
- 5 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる団体の構成員及び第6号に規定する者ではありません。  
また、これらの暴力団及び暴力団員等と、社会的に非難されるような関係はありません。

\* 研修生が未成年の場合は、親権者又は身元保証人が保証人欄に記入してください。

